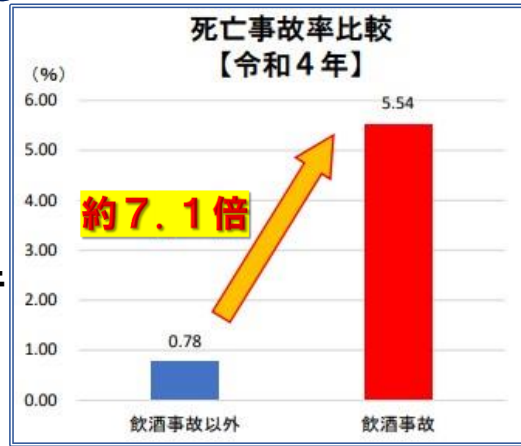


近 畿 共 済 安 全 通 信



飲酒 運転 厳禁!!
 飲むなら乗るな！ 乗るなら飲むな！

令和4年中
 飲酒運転交通事故
 発生件数:2,167件
 うち死亡事故:120件



警察庁 令和4年における交通事故の発生状況等について参照

【罰則】

酒酔い運転の場合・・・5年以下の懲役または100万円以下の罰金
 (飲酒量にかかわらず、言語動作が正常でないなど、いわゆる酩酊状態で運転する行為)
 酒気帯び運転の場合・・・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 (呼気1ℓ中0.15mg以上または血液1ml中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為)

飲酒運転は酒類や車両の提供者や同乗者にも罰則が!?

車両を提供する



酒類を提供する



車両に同乗する



酒酔い・・・5年以下の懲役または100万円以下の罰金
 酒気帯び・・・3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒酔い・・・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 酒気帯び・・・2年以下の懲役または30万円以下の罰金

← 車両提供者はドライバーと同等の罰則が科せられます

酒席が増える季節・・・飲酒運転を防止するためには??

- 酒席には車で行かない。
- 車を運転する予定があるのにお酒を飲んでしまったら、必ず公共交通機関や運転代行を利用。
- 仲間と行った際はハンドルキーパーを決め、運転する人にはお酒を飲ませない。
- 乗務前日は飲酒をなるべく控え、飲む場合は早めに切り上げ、乗務までの時間を十分にとる。